

# 創設 60 周年を迎えた国税査察

## ～最近 20 年の歩みを振り返って～

国税庁 査察課 課長補佐  
(現 企画課 課長補佐)

菅 哲人

### はじめに

査察制度は、社会的非難に値する大口・悪質な脱税者を摘発し、所得税法、法人税法等の各税法に定められている罰則の適用を求めて検察官に告発するための制度である。昭和 23 年 7 月に、間接国税犯則者処分法が国税犯則取締法に改正されるとともに、当時の大蔵省主税局及び各財務局に査察部が設置されて開始した査察制度が、本年 7 月に 60 周年を迎えた。

創設当初には、米占領下・終戦直後の混乱のなか、インフレ所得の徹底的捕捉による税収の確保に重点が置かれていたが、その後の経済・社会の安定や制度についての様々な議論を経て、今日に至る「大口悪質な脱税者の摘発」という理念を確立し、法務・検察当局との緊密な協力関係の下、わが国における申告納税制度の「最後の砦」として、その定着に大きな役割を果たしてきた。本稿では、最近の 20 年間、すなわち昭和 63 年以降における脱税総額の変化や事案の傾向を振り返りたい。

(本稿の経済社会事象は、新聞報道等による。なお、創設当時から 40 年目までの状況について

ては、「創設 35 周年を迎えた国税査察」(佐藤孝志 ファイナンス昭和 58 年 11 月号)及び「国税査察制度 40 周年を迎えて」(中島勝巳 ファイナンス昭和 63 年 7 月号)に詳しく記されている。終戦後の混乱期から高度成長期に至るまでの激動の時期に、査察制度の執行に携わられた先人達の軌跡をたどることができる。ご関心のある方は是非こちらをご覧ください。)

### 最近 20 年における査察の概要

#### (1) 昭和 63 年度から平成 5 年度まで

この時期の日本経済は、昭和 61 年から始まったとされるいわゆるバブル景気が最盛期を迎えた。超低金利の下に調達された潤沢な資金が株式や不動産に投資され、株式や不動産価格が高騰するとともに、日本企業による外国法人の買収や海外不動産の取得が大きな話題となった。その後株価や土地価格が折り返し点を迎え、バブル景気の崩壊へと向かった。

こうした好調な経済を反映して、昭和 63 年度から平成 5 年度の間には、土地の譲渡や

株式の売却に伴う巨額の脱税事案を多数摘発した。全体的な規模をみると、昭和 63 年度には、脱税額の総額が 714 億円（うち告発事案分が 309 億円）、一件当たりの脱税額が 2 億 96 百万円（うち告発事案分は 3 億 67 百万円）となり、いずれも査察制度創設以来最高となっている。その後平成 5 年度までの各年度においても脱税額は 600 億円台で推移している。

この時期の特筆すべき事項としては、東京地検との合同により、元政治家に係る不正献金疑惑関連の脱税を摘発したことが挙げられる。この事案は各方面に大きな反響をもって受け止められ、国民の査察制度についての認識の向上や税務行政に対する信頼感の醸成に大きく寄与したものと評価できる。

## (2) 平成 6 年度から平成 12 年度まで

この時期の経済は、バブル景気の崩壊が鮮明となり、数次にわたる大型の経済対策や金融緩和政策がとられたものの、景気の低迷が続いた。脱税の総額も、平成 6 年度には 400 億円台に低下、9 年度には 300 億円台に低下し、平成 12 年度には昭和 55 年以來の 200 億円台になった。脱税事案の内容をみると、公共工事の受注関連や財政資金の投入が大きな論議となった住専関連の事案を摘発している。また、平成 7 年 1 月には、消費税事案を導入後初めて摘発している。

他方、この時期は、中国を始めとする新興国の経済発展や米経済の拡大、円高の加速などを背景に、外国資本による日本企業の買収や市場参入、日本企業の海外生産シフト等が進み、経済の国際化が一層進展した。また、パソコンや携帯電話の急速な普及を基礎としてインターネットの利用が一般化し、企業会

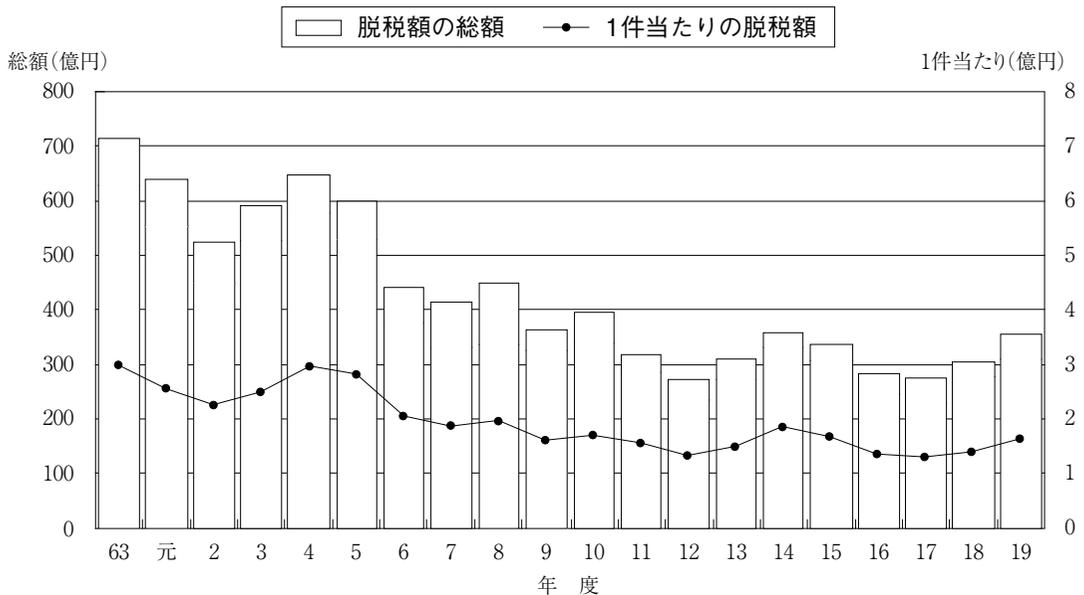
計の電算化や IT を活用した新たな業態が出現した。こうした経済・社会の国際化・高度情報化の進展を背景として、査察開発課・査察国際課が平成 12 年度には東京国税局査察部に、平成 13 年度に大阪国税局査察部にそれぞれ設置された。

## (3) 平成 13 年度から平成 19 年度まで

平成 12 年 11 月に、いわゆるインターネットバブルといわれた好景気が終了した後、平成 14 年 2 月からは戦後最長の景気拡大期となった。この時期の脱税総額を見ると、約 270 億円から 350 億円の間で推移している。

脱税事案の内容を見ると、平成 14 年度に東京地検と合同で格闘技イベント運営会社の脱税を摘発し、社会的にも注目を集めたが、この事案では外国人が脱税に加担する（のちに証拠隠滅で逮捕・有罪確定）など脱税の国際化の特異な面が見られた。また、高度情報化に伴う新たな業態、例えば、出会い系サイトや派遣型の風俗業が平成 15 年度頃から摘発されるようになった。さらには、この頃、健康ブームを背景に活況を呈していた健康食品関係や、高齢者等に対する強引な商法が社会問題化した床下換気扇工事業者・害虫駆除業者などの脱税も摘発されている。最近では、規制緩和により活況を呈している人材派遣業による消費税の脱税事案が急増したほか、新興企業の資金調達や M&A に関するものが散見される。また、外為取引の自由化など金融関係の規制緩和等に伴う個人の資産運用の多様化を背景として広まった FX 取引にかかる脱税が増え、従来は査察調査の対象になることがまれであった主婦や退職者の摘発が相次いでいる。

## 脱税額の推移



なお、告発率（査察事案に着手した事案のうち、脱税の嫌疑ありとして検察庁へ告発をした事案の割合）は昭和 63 年以降 70% 前後を維持しており、平成 19 年度においては 72.5% となっている。また、昭和 63 年度以降、告発後に起訴されたほぼすべての事案について第一審で有罪判決が下っている。なお、租税に対する国民の関心が高まるなか、極めて悪質な脱税に対しては執行猶予のつかない実刑判決が下される傾向にあり、平成 19 年度には 22 人に実刑判決が下されている。

与える事案など、社会的波及効果の高い脱税事案を的確に摘発してきた。その役割は、今後とも大きく変わることはないと思われる。他方、最近では近年海外取引等を利用した国際化事案、国庫金の詐取とも言える消費税の受還付事案、秘匿性の高い取引が増加したことを背景とした税務申告すら行わない無申告事案など非常に悪質性の高い事案が発生している。国税庁では、査察制度が今後とも申告納税制度の「最後の砦」としての役割を果たすべく、こうした事案の摘発に積極的に取り組むこととしている。読者各位の査察制度に対するご理解とご協力を引き続きお願いいたします。

## 終わりに

上記のとおり、査察制度はその時々の経済・社会状況の変化に的確に対応しながら、悪質性が著しく高く、納税秩序の維持に多大な影響を